

諮問日：令和2年3月30日（令和元年度（情）諮問第38号）

答申日：令和2年12月24日（令和2年度（情）答申第27号）

件名：名古屋地方裁判所における所持品検査の規定及び通行許可証の発行規準が記載された文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「所持品検査の規定及び通行許可証の発行規準」の開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が令和元年12月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

弁護士が許可証を受けてノーチェックであるのに対し、本人訴訟の当事者で、一時的とはいえ、頻繁に裁判所を訪問するものが許可証の申請すらできないというのは理不尽である。規則の中で、本人訴訟における訴訟当事者が記載されているのではないかという点を確認すべく、申請したものである。しかし、許可証申請対象者がすべて黒塗りにされており、この点確認できなかった。このような運用であれば、だれが申請できるのかもわからず、申請資格があると思われる自分のようなものが規則を確認もできないというのはまったくもって不当といわざるを得ない。窓口の恣意的な取扱いが適正かどうかの確認もできない。開かれた裁判所の在り方ではない。

加えて、情報公開法に準拠しての取扱いということのようであるが、他の役所においては、スマホでの書類撮影を断られたことはない。にもかかわらず、司法機関だけ別というのはいかかなものであろう。実際のところ、書類だけをスキャンするのであるから、コピーと変わりはなく、裁判所の設備の一部も撮影しようというものでもない。

セキュリティチェックの運用にしても、裁判所には、一般人が多く、数も多い。毎回なる警報音のため実効性もなく、国民の不満を増し加えるだけである。

根本的な解決には、外圧や行政に対する忖度と思える事実認定と判決、こうした判決を出した裁判官が出世する仕組み、これらを直さない限り裁判所の信頼回復はない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、名古屋地方裁判所における警備員の業務内容、所持品検査の使用機器、所持品検査除外者、入庁許可証の交付対象者及び持込禁止物の取扱い等の入庁検査の具体的方法にわたる事項が記載されているところ、これらの情報については、これを公にすると、入庁検査の妨害等を企てられたり、庁舎内に危険物を持ち込まれるなどの事態を招くおそれがあり、ひいては裁判所利用者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある。したがって、これらの情報は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当する。

2 なお、申出人は本件の開示の実施に際して、申出人に対してスマートフォンを含めたカメラ機器等による撮影を認めなかったことに対する不満を述べる。しかし、司法行政文書開示手続における苦情の申出は、開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対して申し出ることができるものであり（取扱要綱記第11の1）、開示の実施に関する申出人の

上記主張は原判断の当否に関するものではないから、司法行政文書開示手続における苦情申出には当たらない。

また、申出人の「セキュリティチェックの運用」に係る主張も、所持品検査の運用等に関する意見を述べるにすぎないものであるから、司法行政文書開示手続における苦情申出には当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年3月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月20日 審議
- ⑤ 同年12月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、名古屋地方裁判所における入庁検査の実施要領及び入庁許可証の取扱要領をそれぞれ定めた文書であり、本件不開示部分には、同裁判所における入庁時の所持品検査の使用機器、警備員の配置及び業務内容、所持品検査除外者の範囲、持込禁止物の取扱い並びに入庁許可証の交付対象者の範囲等が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らして検討すれば、本件不開示部分が公になると、悪意のある者により入庁検査の妨害等を企てられるなどして裁判所構内に危険物が持ち込まれることが可能となりかねず、その結果、入庁検査の目的が達せられずに裁判所利用者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるといえ、適正な庁舎管理事務及び警備事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件における開示の実施に際し、スマートフォンでの撮影を

断られた旨を主張するが、同主張は、原判断の当否に関する苦情には当たらない。

なお、この点について付言するならば、司法行政文書の開示は、文書及び図画については、これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることによりこれを行うとされており（取扱要綱記第10の1）、この謄写の一方法として、裁判所の庁舎内において開示申出人が持参した複写機等を使用させる方法が定められている（平成27年4月6日付け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」記第1の7の(2)のウの(ア)）。したがって、司法行政文書の開示手続においては、開示申出人が持参したカメラ等の機器による撮影（謄写）も他にこれを妨げる事由がなければ許容されている。もっとも、開示申出人が使用を求めたと主張する当該機器に関しては、庁舎管理の観点から、各裁判所における庁舎の管理者がその持込み等を認めたものに限られ、かつ、当該裁判所の他の事務に支障が生じるなどの理由からその利用が制限される場合があり得ることは、その性質上やむを得ないというべきである。

そのほか、苦情申出人の主張は、いずれも上記1の判断を左右するものはない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

- 1 平成30年6月25日付け名古屋地方裁判所長通知「「入庁検査実施要領」
について」
- 2 平成31年3月29日付け名古屋地方裁判所長通知「「入庁許可証取扱要領」
について」